

**鳥取県告示第628号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩美線	変更前	鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町殿字坂ノ上156-3地先まで	5.0~65.1	2,308.0
	変更後	鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町殿字坂ノ上156-3地先まで	9.9~197.9	1,281.0
		鳥取市国府町新井字船山島548-2地先から同市国府町中河原字源門寺谷398-6地先まで	5.0~65.1	2,032.0